

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和 5 年 11 月 29 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 3 開催場所 本庁舎 4 階 中会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
太田啓文，加藤尚弘，羽成英臣，蛭田清人
 - (2) 執行機関
鈴木和男，立石忠一郎，青木昌弘，赤坂麻理子，小坂部勝久，嘉成将大，大高洋平，
所紫織，畑岡正彦，杉山健一，林忠勝，塚田貴史，高瀬賢一，折本秀明，清水達彦，
柴田英和
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 入札制度について（非公開）
 - (2) 令和 5 年度上期の契約状況について（非公開）
 - (3) 令和 5 年度上期抽出案件審議（9 件）（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第 7 条第 3 号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0 人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（9 件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
[報告事項] 1 入札制度について ・ 低入札価格調査制度対象工事について、令和4年度と比較して増加しているが、要因は何か。	・ 令和2年度以降、全体の執行件数が減少傾向にあります。競争がより激しくなり、低い価格での入札が増加したことに起因していると考えられます。
[抽出案件] 1 酒門358号線道路改良(4工区)工事について ・ J Vを組む工事の基準は、何か。 ・ 今回の対象業者数は何社か。 ・ 入札参加者が少ないようだが、どのような理由が考えられるか。	・ 土木工事は、予定価格1億円を超える工事がJ Vの対象になります。 ・ 全体で55社であり、最大で27J Vとなります。 ・ 本件は、工事箇所が大型分譲地への進入路となっており、そちらの交差点を含む現道を、片側通行規制をしながら道路を改良する工事となります。また、中大口径と呼ばれる内径800ミリメートル以上のコンクリート製の管を車道部に埋設する工事であり、交差点を含む現道を、片側通行規制をしながら道路改良するものです。通行車両への配慮が特に必要な工事であることから、施工がしづらく利益が出しにくいと判断されたことが主な要因として考えられます。
2 水戸市立石川小学校長寿命化改良機械設備(給排水)工事について ・ 入札参加者が2社と少ないが、参加者数を増やし、競争性をより確保するための対策はあるのか。	・ 水戸市の入札において、予定価格が事前公表であるのに対して、入札参加者は開札まで非公表としています。各参加者は、入札参加者数について事前の把握はできないことから、最終的に入札参加者が少数の場合においても、一定の競争性は確保できているものと考えます。

意見・質問	説明・回答
・高い落札率について、推定できる要因はあるか。 ・分割発注による取りおり入札の制度について、説明願いたい。 ・参加可能者数は、何社か。 ・落札率が高いが、要因となる特殊性などがあるのか。	・既存の校舎を長寿命化する工事であることから、新築に比べて手間が煩雑になる点や長い工期を要する点が、理由として挙げられます。また、技術者の面においても、長期にわたる配置となりその分人件費が発生します。 ・これらの理由により、大きく利益を出しやすい工事ではないため、入札額を抑えることが難しかったのではないかと考えられます。 ・学校施設の分割発注工事としては、本体工事としての建築工事、それに付随する電気設備工事、給排水設備工事及び空調設備工事があります。同一年度内、同一敷地内で行う工事、同日公告の学校施設空調工事が取りおりの対象となります。 ・参加可能業者数は、構成員1について31社、構成員2について51社となります。 ・長寿命化工事であることから、長い工期とそれに伴う、技術者の長期配置などが、挙げられます。 加えて、本工事は敷地内の複数の棟を同時に改築する工事内容になっております。建築年が古い建築物については、建築構造や設備形態などが、棟が増えるとより複雑になるという点もあり、そういった煩雑さを考慮しての結果ではないかと考えられます。
3 水戸市立寿小学校仮設校舎賃貸借について ・予定価格はどのように積算したのか。	・プレハブ工法を用いての建築になるため、水戸市独自の積算は困難であることから、参考見積を指名業者全てから徴取し、それを設計価格に反映しています。

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
・ 見積書をどのように設計価格に反映するのか。 ・ 見積を提出したのは何社か。5社に指名通知をし、1社しか応札がなかったということか。 ・ 見積を出した上で、入札を辞退するという点について、どういった事情があるのか。 ・ 過去の類似案件では、落札率は7割前後だったが、今回は9割を超えている。この差異について、考えられる理由はあるか。	・ 最低見積価格を採用した上で、その見積に掛け率を掛けて積算したものを設計金額としています。 ・ 見積は5社から提出されています。その5社全てに指名通知が出され、1社が応札、ほか4社は辞退となりました。 ・ 配置予定技術者の空き状況や、ほかの手持工事との兼ね合いで見送った可能性が考えられます。 また、事前の見積に対して、水戸市側で掛け率を掛けたものが最終的な予定価格となるため、入札の段階で、予定価格と自社の見積を比較し、参加の可否を判断した部分もあると考えられます。 ・ プレハブ工事はリース期間含み、工期が長期に渡ることから、物価や資材価格の変動状況などを見越した上で価格の判断がなされるため、落札率は変わりやすいです。 また、入札時点で空いている技術者を多数抱えている場合は、その技術者を活用したいという受注者側の心理が働いて価格競争に積極的になるため、落札率が大きく下がることもあります。
4 三の丸小学校放課後学級トイレ増築工事について ・ 工事の内容について、詳しく説明願いたい。	・ 今回の建物は、三の丸小学校の敷地内に設置した放課後学級用のプレハブです。リース契約ではなく、恒久的な放課後学級棟として買い取りしたのになります。そこにトイレを14平方メートル程度増築するものです。

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
・ 随意契約理由について説明願いたい。 ・ 予定価格については、どのように積算されたのか。	・ 160平方メートルの一棟に2教室と倉庫があり、その倉庫脇にトイレスペースを増築する工事となります。 既存のユニット化された部材であることから、接続するには同一メーカーかつ同一規格のもので施工するのが最善であると判断したものです。 ・ 随意契約の相手方から見積を徴取し、基準で定めた掛け率を掛けて設計を組んでいます。1社随意契約の場合は、通常よりさらに高い掛け率を採用します。
5 斎場火葬炉修繕工事について ・ 火葬炉の修繕頻度はどれくらいか。 ・ より効率のよい発注についての検討はあるか。	・ 毎年少しずつ修繕を加えている状況です。予算の都合上、大規模な修繕を行うのは難しいため、優先順位を決めて年次的に維持保全を図っています。 ・ 水戸市全体の斎場計画として、現在、新斎場を建設中であり、その完成に伴って堀町の斎場の稼働も減るとおもわれます。それまでは、一定の予算の範囲内で現状維持を行い、新しい火葬炉が稼働した後に、全体的な修繕計画を立てていくことになると思われます。
6 南消防署緑岡出張所改築工事監理委託について ・ 予定価格の積算について、どのような方法をとっているのか。 ・ 予定価格は事前公表か。	・ 国土交通省により定められた算定方法に準拠して積算を実施しています。「官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定」という本が発行されており、一般にも公開されている積算方法です。 ・ 随意契約の場合は、事後公表です。相対での見積合わせを行い、受注予定者の提示した金額が予定価格以内であれば契約が成立します。

意見・質問	説明・回答
・ 予定価格と落札価格が一致しているが、どのような理由が考えられるか。	・ 業者側では、公開されている積算基準に基づき、難易度係数を予想した上で見積額を算出します。 見積合わせにおいて、業者側は係数を予想し、1回目の見積合わせで高い係数を掛けた金額を提示し、決まらない場合は、次の低い係数を予想して金額を提示しているものと思われます。その予想が当たった場合に100%落札率になっているものと思われます。
7 楮川浄水場及び開江浄水場中央監視操作施設取替工事（第13号）について ・ なぜ2箇所の浄水場を同時に施工したのか。 ・ 今回の落札者は、過去の施工業者と同じか。 ・ 入札参加者が1JVのみだが、入札は有効なのか。 ・ 代表者は県内業者か。	・ 監視操作施設については、楮川浄水場から開江浄水場の状況も監視できるようになっています。互いに信号でのやり取りがあるため、同時に更新することで経費を抑えられると考えました。 ・ 楮川浄水場に関しては、平成20年と平成21年に更新しており、同一メーカーによるものです。 ・ 本件は2回目の公告であることから、入札参加者が1JVであっても成立となります。 ・ 代表者は県外業者になります。
8 配水管布設替工事（第23工区）について ・ 随意契約理由について説明願いたい。 ・ 競争入札に付することが不利とは、どのような状況か。	・ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号、競争入札に付することが不利と認められるときを適用しています。 ・ 随意契約にすることで、工期短縮、経費節減の面で有利と認められる場合を指します。

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
・ 設計内容のこういった部分が費用削減となるのか。 ・ 随意契約ではなく，両工事を同時に発注することはできないのか。 ・ 本体工事に対する随意契約の金額の割合が大きくとも，水戸市では全て随意契約となるのか。 ・ 両工事を一体の工事として契約することはできないのか。 ・ 茨城県では，類似案件の場合，それぞれの執行権者が各工事を別に発注している。水戸市でも同様にできないか。	・ 土工事や舗装復旧について，道路工事と水道工事で重複する箇所があります。両工事を別個に発注する場合と比較して，その重複箇所についての経費を省略することができます。 ・ 複数の会社が同じ現場に入ると，工程調整等が発生する可能性が高く，水道の供給に支障が出る可能性があるため，本体工事受注者との随意契約としています。 ・ 配水管布設替工事は，道路拡幅工事に伴う支障移設であることから，工期短縮及び経費削減を考慮した上で，基本的には随意契約となります。 ・ 水戸市では上下水道事業として企業会計を導入しており，執行権者が市長と上下水道事業管理者とで分かれています。執行権者が異なるため，両工事を一体の案件として契約することはできません。 ・ 茨城県で管轄する水道管と，水戸市で管轄する水道管は，性質に違いがあります。 茨城県で扱う管は導水管であり，各市町村に対して茨城県が水を供給するものです。それに対して，今回の移設対象となっている水戸市の管は配水管であり，市内の各地域に配水をするものです。各家庭の断水を防ぐため，不断水バルブという特殊な部品を使いながら，道路工事の進捗に合わせて配水管を切り替えていく必要があります。 したがって，一概に同じ手法を取ることはできないと考えます。
9 国補水戸市公共下水道雨水出水浸水想定区域図作成のための検討調査委託について	

意 見 ・ 質 問	説 明 ・ 回 答
・ 事業の経緯について説明願いたい。	・ 令和３年に流域治水関連法が改正されたことに伴い、内水被害のリスク評価について国から通知が出ました。 今回の委託業務は、それに伴って発注したものです。 内容としては、下水道施設や管渠も含め、雨水の現況施設をモデル化し、実際に雨が降ったときの浸水をシミュレーションするという事業になります。 今後の下水道の施設整備や、住民へのハザード情報について方針を立てるための基礎資料となるものです。